

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 森 宏之

### 奈良県人事委員会規則第三十七号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（平成十四年三月奈良県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「受験資格（第二十条・第二十一条）」を「採用試験の施行（第二十条―第二十一条）」に改める。

第十八条中「奈良県公報による公示」を「奈良県ホームページを利用する方法」に改める。

「第三節 受験資格」を「第三節 採用試験の施行」に改める。

第二十条の次に次の三条を加える。

（採用試験の実施）

**第二十条の二** 採用試験は、第一次試験及び第二次試験に分けて実施するものとする。

（合格者の決定）

**第二十条の三** 人事委員会は、採用試験の第一次試験及び第二次試験の各段階において、試験職種の区分に応じて合格者を決定するものとする。

（合格者の発表及び通知）

**第二十条の四** 人事委員会は、前条の規定により合格者を決定したときは、人事委員会の定める場所に合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、合格した旨その他必要な事項を合格者に通知するものとする。

第二十七条の見出し中「採用候補者名簿」の下に「の作成」を加え、同条第一項中「採用候補者名簿は」を「人事委員会は、最終合格者（第二十条の三の規定により決定した第二次試験の合格者をいう。以下同じ。）について」に改め、「応じて」の下に「採用候補者名簿を」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 採用候補者名簿には、最終合格者の氏名、得点その他必要な事項を記載するものとする。

第二十七条に次の一項を加える。

5 採用候補者名簿は、最終合格者を発表した日から効力を生ずる。

第三十三条第一号中「確定後」を「効力を生じた日から」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の職員に関する規則第二十七条第二項の規定により確定した採用候補者名簿の失効については、この規則による改正後の職員の任用に関する規則第三十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。